

令和3年度介護サービス情報に係る報告、調査及び情報公表計画

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」（以下「報告計画」という。）、第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」（以下「調査計画」という。）及び第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」（以下「情報公表計画」という。）を次のとおり定める。

令和3年9月29日

青森県知事 三村 申吾

1 計画の基準日

令和3年1月1日

2 計画の期間

令和3年9月29日から令和4年3月31日まで

3 報告の対象となる事業者

計画の基準日前の1年間において、介護報酬（利用者負担を含む。以下同じ。）の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者及び新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者のうち次に定めるサービスを提供する事業者とする。

（1）令和3年度において報告の対象となるサービス

別紙1「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧」のとおり。ただし、次のいずれかの要件に該当する事業者に限る。

①計画の基準日において指定を受けており、かつ、計画の基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超える事業者（公表を行う月までに廃止又は休止した事業者を除く。）

②計画の基準日から令和3年12月31日までに新たに指定を受けた事業者（公表を行う月までに廃止又は休止した事業者を除く。）

③休止した介護サービスを計画の基準日から令和3年12月31日までに再開した事業者

④上記①、②及び③のいずれにも該当しないが、任意で公表することを申し出た事業者

（2）具体的な対象事業者の名称

（1）②及び③により公表を行う事業者を除き、別紙2「令和3年度介護サービス情報の公表に伴う報告計画及び情報公表計画」のとおりとする。

4 事業者ごとの報告及び公表を行う月

別紙2「令和3年度介護サービス情報の公表に伴う報告計画及び情報公表計画」のとおり。なお、3（1）②、③及び④により公表を行う事業者については、別に定める。

5 事業者ごとの調査及び公表を行う月
希望の状況を踏まえ別に定める。

6 調査を行う指定調査機関の名称
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

7 各計画の対象となる事業者

(1) 報告計画

3 (1) に掲げる事業者とする。

(2) 調査計画

自ら調査を希望する事業者とする。

(3) 情報公表計画

令和3年度報告計画の対象となる事業者及び令和2年度公表済みである事業者とする。

8 事業者の報告の内容

報告を必要とする情報は、法第115条の35第1項の規定に基づき、省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）、別表2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）及び法第115条の44の規定に基づき省令第140条の62の2に規定する都道府県知事が定める情報（以下「都道府県独自項目」という）であり次のとおりとする。

(1) 基本情報

職員体制、利用料金などの基本的な事実情報であり、事業者が報告した内容をそのまま報告する。

(2) 運営情報

介護サービスの内容、運営状況等であり、事業者が報告した内容をそのまま報告する。

(3) 都道府県独自項目

「青森県介護サービス事業所認証評価制度」による県の認証の有無を報告する。

9 事業者の報告の方法

(1) インターネットによる方法

青森県指定情報公表センター（以下「情報公表センター」）から対象事業者に報告依頼を行い、事業者は厚生労働省が設置する公表用システムサーバー（以下「サーバー」という。）を利用し直接入力する。

(2) インターネット以外による方法

情報公表センターから対象事業者に報告依頼を行い、事業者は紙または電子媒体等で情報公表センターへ提出し、提出を受けた情報公表センターがサーバーに入力する。

提出先 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（青森県介護サービス情報公表センター）

住所：〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ2階

TEL：017-723-1391

FAX：017-723-1394

10 事業者の報告の受理開始及び提出期限

受理開始は報告月の1日とし、提出期限日は、報告月の末日までとする。